

伊豆の国市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱

制定 令和3年1月4日訓令第3号

改正 令和7年3月24日訓令第3号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市が発注する測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の請負契約を締結するための競争入札において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

**第2条** 最低制限価格を設けて行う入札は、予定価格が500万円以上の建設関連業務とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(最低制限価格)

**第3条** 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下、「最低制限比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格の10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
  - エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
  - (3) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）
    - ア 直接人件費の額
    - イ 直接経費の額
    - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
    - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
  - (4) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）
    - ア 直接人件費の額
    - イ 直接経費の額
    - ウ 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
    - エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
  - (5) 地質調査業務
    - ア 直接調査費の額
    - イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
    - ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
    - エ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
  - (6) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）
    - ア 直接人件費の額
    - イ 直接経費の額
    - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
    - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
  - (7) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）
    - ア 直接人件費の額
    - イ 直接経費の額
    - ウ 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
    - エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札参加者への周知)

**第4条** 本制度の円滑な運用を図るため、対象業務の入札公告又は入札通知書には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 入札価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。）が最低制限価格に満たない価格をもって入札した者は、再度の入札に参加できないものとする。

(落札者の決定)

**第5条** 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、市長は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

**第6条** 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再入札の手続きを行うものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることはできないものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。